

青森県報

第二百三十七号

令和二年
十一月二十四日
(火曜日)

目次

規 則

○青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(河川砂防課) ……一

告 示

○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………(保健衛生課) ……一

○難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定……………(同) ……二

○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医師の主治として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地の変更の届出……………(同) ……二

○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医師の指定の辞退……………(同) ……三

○障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……三

○保安林の指定施設要件の変更予定……………(林政課) ……三

○青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……四

○労働委員会
○あつせん員候補者の氏名等……………(事務局) ……四

規 則

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十五号

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例施行規則(平成十四年三月青森県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

別表第五号の1中「第十七条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

告 示

青森県告示第八百二十九号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

令和二年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
あけほの薬局妙見店	青森市問屋町一丁目一八の四七	令和二年十一月二十三日

青森県告示第八百三十号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

令和二年十一月二十四日

青森県知事 三村 申 吾

名称	所在地	年月日
訪問看護ステーションいなせ 小柳一〇三号	青森市小柳一丁目一七の二一 Lumino	令和二年十月十四日
清潮会クリニック	十和田市東十一番町七の二五	〃
白山台耳鼻科クリニック	八戸市東白山台二丁目三三の二一	二〇二一年
ハッピー調剤薬局三沢岡三沢店	三沢市下久保一丁目一の三	〃
あけぼの薬局妙見店	青森市問屋町一丁目一五の二一	〃

青森県告示第八百三十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

令和二年十一月二十四日

青森県知事 三村 申 吾

氏名	所在地	担当診療科名	年月日
主として指定難病の診断を行う医療機関			

難病指定	難病指定	難病指定
谷地 孝文	中村 清純	日下 歩
一部事務組合 下北医療センター つむぎ総合病院	清潮会クリニック	三沢市立三沢病院
むつ市小川町一丁目二の八	十和田市東十一番町七の二五	三沢市大字三沢字堀口一六四の六五
外科	耳鼻咽喉科	泌尿器科
二〇二〇年三月	二〇二〇年四月	令和二年十月一日

青森県告示第八百三十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

令和二年十一月二十四日

青森県知事 三村 申 吾

変更後	変更前	区分	氏名	名称	所在地	担当診療科名	変更年月日
難病指定医	難病指定医	難病指定	福士 謙	三沢市立三沢病院	三沢市大字三沢字堀口一六四の六五	泌尿器科	令和二年十月一日
去石 巧	八戸市立市民病院	難病指定	福士 謙	公益財団法人 鷹揚郷腎臓病研究所 青森	青森市大字石江 字岡部一〇一の 一	泌尿器科	令和二年十月一日
白山台耳鼻科クリニック	八戸市立市民病院	難病指定	去石 巧	白山台耳鼻科クリニック	八戸市東白山台 二丁目三三の二一	耳鼻咽喉科	二〇二一年

青森県告示第八百三十三号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号）第二十条第一項の規定により、次の指定医がその指定を辞退したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

令和二年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

区指定医の 分	氏 名	名	主として指定難病の診断 を行う医療機関	担 当 診 療 科 名	指 定 辞 退 年 月 日
難病指定 医	成田 竹雄	一部事務組 合下北医療 センターむ つ総合病院	むつ市小川町一 丁目二の八	病理科	令和 二・四・一

青森県告示第八百三十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和二年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

事 業 者	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類	事 業 所	指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の 所在地	障 害 福 祉 サ ー ビ ス	障 害 福 祉 サ ー ビ ス を 行 う 所	
株式会社レ リビィ	弘前市大字山崎 一丁目四の五	共同生活 援助	さくらハウ ス山崎	令和 三・三・一
			弘前市大字山崎 一丁目四の五	

青森県告示第八百三十五号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和二年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
むつ市川内町家ノ辺一〇七の一、一〇七の五、一〇八の一、一〇九の一、一〇九の二
- 一(二) 保安林として指定された目的
干害の防備
- 一(三) 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 二(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
むつ市川内町家ノ辺一〇七の一、一〇七の五、一〇八の一、一〇九の一、一〇九の二
- 二(二) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 二(三) 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に

係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第八百三十六号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正する。

令和二年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

青森県信用組合小湊支店

東津軽郡平内町大字小湊

を削る。

労働委員会

あつせん員候補者の氏名等

労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第四条及び労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者を次のとおり公示する。

令和二年十一月二十四日

青森県労働委員会会長 岩 谷 直 子

氏名	岩谷 直子
職	青森県労働委員会委員(公益委員)
業	弁護士

伊藤 佑輔	青森県労働委員会委員(公益委員) 弁護士
大矢 奈美	青森県労働委員会委員(公益委員) 青森公立大学経営経済学部准教授
細矢 浩志	青森県労働委員会委員(公益委員) 弘前大学人文社会科学部教授
源新 明	青森県労働委員会委員(公益委員) 弁護士
山内 裕幸	青森県労働委員会委員(労働者委員) 日本労働組合総連合会青森県連合会事務局長
谷川 浩二	青森県労働委員会委員(労働者委員) 弘前愛成会病院労働組合執行委員長
野坂 聡子	青森県労働委員会委員(労働者委員) オールユニバースユニオン執行副委員長
塩谷 進	青森県労働委員会委員(労働者委員) 日本労働組合総連合会青森県連合会会長
金沢 秀樹	青森県労働委員会委員(労働者委員) 東北電力労働組合青森県本部委員長
寺下 一之	青森県労働委員会委員(使用者委員) 寺下建設株式会社代表取締役社長
藤本 和夫	青森県労働委員会委員(使用者委員) 協同組合青森総合卸センター専務理事
斎藤 悦朗	青森県労働委員会委員(使用者委員) 弘前航空電子株式会社顧問
小笠原 裕	青森県労働委員会委員(使用者委員) 一般社団法人青森県経営者協会専務理事
山田 悦子	青森県労働委員会委員(使用者委員) 株式会社山丙代表取締役社長
前田 泰三	青森県労働委員会事務局長
小坂 秀滋	青森県労働委員会事務局審査調整課長
其田 工	青森県労働委員会事務局審査調整課副参事

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県 森 県
(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円